

下山処理区管渠施設測量設計業務委託特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設測量設計委託一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2 業務の対象

- | | | |
|----------|------------|----------------------------------|
| (1) 業務名称 | 平成21年度（繰越） | 特定環境保全公共下水道事業
下山処理区管渠施設測量設計業務 |
| (2) 位置図等 | 別紙 | 図面のとおり |
| (3) 業務概要 | 別添 | 設計条件表のとおり |

3 提出図書

別添一般仕様書第9章による他、可能な限り電子媒体化して提出すること。
また、納入後であっても提出図書に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

4 打合せ

- (1) 本業務に係る打合せは、着手前、中間1回、最終の3回行うものとする。
- (2) 業務着手時または業務計画書作成時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

5 その他

- (1) 管路施設測量期間中においては、必ず保安要員配置を行うとともに、保安施設を設置し、交通の確保に努めなければならない。
- (2) 業務カルテ作成・登録について、受注者は次のとおり手続きを行うものとする。
契約時または変更時における業務の請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

別紙 設計条件表

区分・項目	設計条件等
(1)業務概要	
1)業務名称	平成21年度(繰越)特定環境保全公共下水道事業下山処理区管渠施設測量設計業務
2)工期	契約締結日の翌日から 平成23年3月25日まで
3)業務場所	京丹波町 下山 地内
(2)管路施設測量設計業務	
1)測量業務	①管路延長 L=270m
2)業務内容	①測量業務
	・4級基準点、平板、中心線、仮BM設置、縦横断、報告書作成
	②設計業務
	・設計計画、施工計画、数量計算、工事費積算、報告書作成
(3)その他	
1)設計協議等打合せ	着手前、中間1回、最終の計3回

管路施設測量設計委託一般仕様書

第1章 総則

- 1.1 業務の目的
本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象区間の下水道管路施設の状況を的確に把握し、移設を計画的に実施するために必要な図書の作成を行うことを目的とする。
- 1.2 一般仕様書の適用範囲
業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。
- 1.3 費用の負担
業務の検査等に伴う必要な費用は、発注者の指示により、原則として受託者の負担とする。
- 1.4 法令等の遵守
受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- 1.5 中立性の保持
受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- 1.6 秘密の保持
受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 1.7 公益確保の責務
受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
- 1.8 許可申請
受託者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。
- 1.9 提出書類
(1) 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。
(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届
(ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等
- 1.10 管理技術者及び技術者
(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
(2) 管理技術者は、総合技術監理技術士（下水道）、技術士（下水道）または下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- 1.11 工程管理
受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
- 1.12 成果品の審査
(1) 受託者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 1.13 引渡し
成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- 1.14 関係官公庁との協議
受託者は、関係官公庁と協議を必要とするときまたは協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。
- 1.15 証明書の交付
必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。
- 1.16 疑義の解釈
本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者協議のうえ、これを定める。

第2章 調査

- 2.1 資料の収集
業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。
- 2.2 現地踏査
特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、道路状況等現地を十分に把握しなければならない。
- 2.3 地下埋設物調査
特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。
- 2.4 公私道調査
特記仕様書に示された設計対象区域について、道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。
- 2.5 既設管調査
下水道台帳で把握できない場合、または整合が取れない場合は発注者と協議のうえ、既設管の調査を行うこととする。
当該調査は別途計上とする。

第3章 設計一般

- 3.1 打合わせ
業務の実施にあたって、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認しなければならない。
- 3.2 設計基準等
設計にあたっては、発注者の指定する図書及び本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行ううでその基準となる事項について発注者と協議のうえ、定めるものとする。
- 3.3 設計上の疑義
設計上疑義の生じた場合は、係員との協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。
- 3.4 設計の資料
設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。
- 3.5 事業計画図書の確認
受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。
- 3.6 参考資料の貸与
発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳等の資料を所定の手続きによって貸与する。
- 3.7 参考文献等の明記
業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

- 4.1 既存情報の調査
既存情報の調査は、施設全体に対して実施するものとし、下水道台帳等の既存資料を基に対象施設の現状を把握しなければならない。
 - (1) 施設情報
 - ・施設の構造、管種
 - ・地下埋設物、地上物件
 - ・その他
 - (2) その他の情報
 - ・埋設環境（道路交通状況、道路形態の変更、埋設状況の変化）
 - ・その他
- 4.2 設計計画
 - (1) 府道改修による道路面の切下げに伴い、既設管路施設を自然流下によって道路改修区間外のマンホールまで敷設替えするために必要な設計を行う。
 - (2) 本管布設後、汚水の流入を止めずに繋ぎ替えさせるため、道路改修区間外の上下流マンホールとの接続方法を検討する。

第5章 設計細則（実施設計）

5.1 各種計算

敷設替工（開削工法、管路、マンホール）

管種、管基礎、構造計算、仮設計算、補助計算、流量計算、工程計算等を行う。

5.2 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成する。

(1) 布設替工

位置図、系統図、平面図、縦断面図、構造図、仮設図、横断面図、詳細平面図等

5.3 数量計算

(1) 敷設替工法

土工、管、管基礎、構造物、仮設、補助工法等の数量を算出する。

5.4 報告書作成

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、既存水量、施工方法、工程表等を集成するものである。

第6章 照査

6.1 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないうよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査員を配置しなければならない。

6.3 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件の内容について

(2) 比較検討の方法及びその内容について

(3) 設計計画の妥当性について

(4) 各種計算書の適切性について

(5) 各種計算書と設計図の整合性について

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次の項目から必要に応じて選定する。

7.2 実施設計関係

(1) 位置図 1式

(2) 平面図 1式

(3) 縦横断面図 1式

(4) 構造図 1式

(5) 仮設図 1式

(6) 水理計算書 1式

(7) 構造計算書 1式

(8) 数量計算書 1式

(9) 報告書 1式

(10) 工事特記仕様書 1式

7.3 共通

(1) 打合せ議事録 1式

(2) その他参考資料（地下埋設物調書資料他） 1式

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

(1) 発注者の下水道標準構造図

(2) 発注者の下水道維持管理指針

(3) 発注者の下水道改築マニュアル

(4) 下水道施設計画設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）

- (5) 下水道維持管理指針 (社団法人日本下水道協会)
- (6) 下水道施設改築・修繕マニュアル (案) (社団法人日本下水道協会)
- (7) 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編- (社団法人日本下水道協会)
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (9) 合流式下水道改善対策指針と解説 (社団法人日本下水道協会)
- (10) 下水管きよ改築等の工法選定手引き (案) (社団法人日本下水道協会)
- (11) 下水道管路施設腐食対策の手引き (案) (社団法人日本下水道協会)
- (12) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル (案) (社団法人日本下水道協会)
- (13) 水理公式集 (社団法人土木学会)
- (14) コンクリート標準示方書 (社団法人土木学会)
- (15) 日本工業規格 (JIS)
- (16) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- (17) 道路橋示方書・同解説 (社団法人日本道路協会)
- (18) 土木工学ハンドブック (社団法人土木学会)
- (19) 土質工学ハンドブック (社団法人土質工学会)
- (20) 水門鉄管技術基準 (社団法人土木技術協会)
- (21) 港湾構造物設計技術基準 (社団法人日本港湾協会)
- (22) 道路構造令、同解説と運用 (国土交通省、社団法人日本道路協会)
- (23) 下水道管路施設維持管理マニュアル (社団法人日本下水道管路管理業組合)
- (24) 下水道管路施設維持管理積算資料 (社団法人日本下水道管路管理業組合)
- (25) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル (財団法人下水道業務管理センター)
- (26) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案) (管路診断コンサルタント協会)
- (27) 下水道管きよ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 管路診断コンサルタント協会編集 (財団法人経済調査会)
- (28) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (財団法人下水道新技術推進機構)
- (29) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き (案) (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (30) 管きよの修繕に関する手引き (案) (社団法人日本下水道管路管理業協会)